

労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議について

令和 6 年 1 月 25 日

(令和6年12月23日更新)

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費の転嫁を促進していくため、内閣官房と公正取引委員会により、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を令和5年11月29日に策定、公表した。

この指針の実効性を高めていく観点から、事業所管省庁に対して、業界団体を通じた指針の徹底を図らせるため、労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議を開催する。

(会議に参加するメンバー) ※は、特に対応が必要な22業種の所管局長

内閣官房副長官(衆)

内閣総理大臣補佐官(賃金・雇用担当)

内閣官房新しい資本主義実現本部事務局長代理

公正取引委員会事務総局官房審議官(取引適正化担当)

中小企業庁長官

警察庁生活安全局長(※)

金融庁監督局長

総務省大臣官房総括審議官(情報通信担当)(※)、

自治行政局長(※)、情報流通行政局長(※)、総合通信基盤局長(※)

国税庁次長

厚生労働省健康・生活衛生局長(※)、政策統括官(総合政策担当)

農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)

経済産業省経済産業政策局長、製造産業局長(※)、商務情報政策局長(※)

商務・サービス審議官(※)

国土交通省総合政策局長、不動産・建設経済局長(※)、物流・自動車局長(※)

環境省環境再生・資源循環局長